

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】国民年金法の改正、今後の財政検証の進め方等について議論
／第7回社会保障審議会年金部会

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2019年1月30日、第7回社会保障審議会年金部会を開催しました。

【議事】

- （1）「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」における国民年金法の改正について
- （2）今後の財政検証の進め方について
- （3）働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会の開催について（報告）
- （4）私的年金に関する検討について（社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催）（報告）

【事務局からの説明】

- （1）「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」における国民年金法の改正について

1月28日に召集された通常国会で提出が予定されている法案の説明がありました。当法案では、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入すること等が定められております。ただし、留学生や海外赴任に同行する家族など、一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまでは言えないケース等、一定の例外を設けることとされています。（2月中旬提出予定）

(2) 今後の財政検証の進め方について

2019年に実施される公的年金の財政検証（少なくとも5年ごとに実施することとされている財政見直し）は、社会保障改革プログラム法に挙げられた検討事項（※1）について、年金部会にて議論が行われてきました。今回は、財政検証に用いる経済前提について、専門委員会での議論の経過報告が行われた他、今回の財政検証にて予定されているオプション試算の案（※2）についても説明が行われました。

- ※1
- ・マクロ経済スライドのあり方
 - ・厚生年金保険の適用拡大
 - ・高齢期の就労と年金
 - ・高所得者の年金給付と課税 等

- ※2
- ①年金額改定ルールの見直し
 - ②被用者保険の更なる適用拡大
 - ③保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択化

今後は、各種統計の公表等を踏まえ専門委員会にて経済前提のとりまとめを実施し、年金部会にて報告を行ったうえで、財政検証の作業に入る、とされています。

当年金部会では、主に上記（1）（2）について議論が行われた他、以下の（3）（4）について事務局から報告が行われました。

(3) 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会の開催について（報告）

短時間労働者に対する社会保険の適用範囲、および働き方の多様化等を踏まえた社会保険適用上の課題について検討を行うにあたり、関連分野の有識者や労働者・使用者団体からなる懇親会を設置した、との報告がなされました。

(4) 私的年金に関する検討について（社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催）（報告）

企業年金部会を改組し、以下を主な検討課題とする「企業年金・個人年金部会」を設置する、との報告がなされました。

- ・人生100年時代を見据えた制度設計（拠出・給付時の仕組み）
- ・企業年金の普及・拡大
- ・働き方・ライフコースの多様化への対応
（個人型DCの普及・改善、ポータビリティ等）

(1) 国民年金法の改正、(2) 今後の財政検証の進め方、については、委員から主なものとして次のような意見が出されました。

【委員からの意見】

(1) 国民年金法の改正について

一示されている例外（留学生や海外赴任に同行する家族など、一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまでは言えないケース等については、国民年金第3号被保険者の要件を満たすこととする）について、どのように例外に該当することを証明するのか、実態に即した形で検討をお願いしたい。

(労働組合)

(2) 今後の財政検証の進め方について

一オプション試算について、提案されたものの他に、以下を加えてほしい。

- ・在職老齢年金制度を縮小・廃止した場合
- ・受給開始可能期間を70歳以降に拡大した場合
- ・被用者保険の適用拡大については、所定労働時間、賃金収入、企業の従業員数等の条件を加えた場合
- ・マクロ経済スライドによる調整がフルに発動した場合

(日本商工会議所)

* 当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00006.html

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

TEL 03-5533-5572

FAX 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp